

未来をつくるロカジョサークル応援事業業務委託 企画提案競技実施要領（案）

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「未来をつくるロカジョサークル応援事業業務委託」（以下「業務委託」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

1 業務内容等

- (1) 委託の名称 未来をつくるロカジョサークル応援事業業務委託
- (2) 業務の仕様等 別添業務委託仕様書（資料2）のとおり

2 委託予定期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

3 委託業務の契約上限額

3,010,700円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、この金額には、仕様書に定める業務に係る全ての経費が含まれます（参加者募集に係る経費、参加者の活動状況の広報に係る経費、参加者によるイベント等の開催及びその準備に係る経費、コーディネーター等の招へいに係る経費、交流会等の会場の使用に係る経費、県を始めとした関係機関との打合せ経費、その他委託業務の実施に必要な経費）。

4 実施日程

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の公開） | 令和6年4月25日（木） |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和6年5月10日（金）正午まで |
| (3) 上記質問に対する回答の提示（最終） | 令和6年5月15日（水） |
| (4) 参加資格確認申請締切 | 令和6年5月17日（金）午後5時まで |
| (5) 参加資格の確認結果通知 | 令和6年5月22日（水） |
| (6) 参加資格が認められない理由の請求 | 令和6年5月24日（金）午後5時まで |
| (7) 企画提案書提出締切 | 令和6年6月5日（水）午後5時まで |
| (8) 審査による委託候補者の選定及び結果通知 | 令和6年6月中旬（予定） |
| (9) 契約締結 | 令和6年6月中旬（予定） |

5 参加者の資格に関する事項

業務委託に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とします。

【参加資格の要件】

- (1) 次の①又は②に該当する者であること。
 - ① 秋田県内に本社、支社、営業所又は事務局を有する者
 - ② 「8 共同企業体の取扱い」により、①に該当する者と共同企業体を組む者

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (6) この業務を遂行するに当たり、事務局の求めに応じて速やかに来庁し、必要な協議が円滑に行える体制を有すること。
- (7) この受託業務について十分な業務執行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。

6 手続等に関する事項

(1) 事務局

秋田県あきた未来創造部 地域づくり推進課 元気ムラ支援チーム

住所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電話：018-860-1215

FAX：018-860-3875

メールアドレス：chiiki@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技説明会

説明会は開催しません。

応募に必要な書類は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「分野から探す」－「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」に掲載します。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、「企画提案競技実施要領等に関する質問票」（様式1）により受け付けます。

①受付期間：令和6年5月10日（金）正午まで

②受付場所：6（1）に同じ

③提出方法：電子メール又はFAX

④回答方法：質問及び回答事項を取りまとめの上、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載します。

7 参加資格の確認

業務委託に関する企画提案競技に参加しようとする者は、次の参加資格確認申請書類を提出期限までに事務局に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けてください。

(1) 参加資格確認申請書類

- ・企画提案競技参加資格確認申請書（様式2）
- ・団体等の概要及び過去5年間の主な業務実績（様式3）
- ・参加資格確認申請受付票（様式4）

(2) 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時まで

- ・持参の場合は、平日午前9時から午後5時までの間に提出してください。
- ・郵送の場合は、封書に「未来をつくるロカジョサークル応援事業業務委託企画提案競技参加資格確認申請書在中」と明記の上、期限までに事務局必着で提出してください。
- ・提出後の申請書への追加、変更は認めません。

(3) 提出に係る留意事項

- ・提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができないものとします。
- ・参加資格の確認は、7の（2）提出期限の日をもって行います。

(4) 参加資格確認結果の通知

- ・参加資格の確認結果は、令和6年5月22日（水）までに電子メール又はFAXにより通知するほか、別途書面により通知します。
- ・参加資格確認申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消します。
- ・参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとします。
- ・都合により参加を辞退する場合は、企画提案競技参加辞退届（様式5）を提出してください。

(5) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができます。

①提出期限：令和6年5月24日（金）午後5時まで

②提出場所：6の（1）に同じ

③提出方法：持参又は郵送

持参の場合は、平日午前9時から午後5時までの間に提出してください。

郵送の場合は、期限までに事務局必着で提出してください。

④回答方法：書面を受理したときから3日以内に、説明を求めた者に対して、書面（郵送）によりその理由を説明します。

8 共同企業体の取扱い

企画提案競技への参加に当たり、共同企業体を組む場合は、次のとおりとします。

- (1) 共同企業体には、「5 参加者の資格に関する事項」(1) ①に該当する者を1以上含むものとし、また、全ての構成員が参加資格(2)～(7)を満たす者であること。
- (2) 共同企業体を組んで企画提案競技に参加しようとする者は、単独、重複又は他の共同企業体の構成員として、企画提案競技に参加することはできないものとする。
- (3) 共同企業体の構成員数は、原則として2又は3とすること。
- (4) 各構成員は対等の立場で、一体となって本業務を履行すること。
- (5) 共同企業体の名称（任意）、事務所所在地及び県が委託料を支払う際の振込口座等を

定めること。

(6) 「7 参加資格の確認」において、企画提案競技参加資格確認申請書（様式2）及び参加資格確認申請受付票（様式4）については、共同企業体の代表者が提出すること。また、団体等の概要及び過去5年間の主な業務実績（様式3）については、構成員の全員分を提出すること。

(7) 「7 参加資格の確認」の提出書類のほか、次の書類を提出すること。

- ・共同企業体結成届（様式6）
- ・共同企業体協定書（様式7）

9 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

①企画提案書提出届（様式8）及び企画提案書（任意様式）

- ・企画提案書は、業務委託仕様書（資料2）を熟読の上、作成してください。
- ・企画提案書のサイズ等は、原則としてA4判、横書きとします。
- ・企画提案書の文字サイズは、原則として11ポイント以上とします。
- ・企画提案書には、図・表・その他必要と思われる資料を添付してください。
- ・本業務を履行期限までに完了するためのスケジュールと実施体制を記載してください。
- ・企画提案書の頁数は、概ね30頁以内を目安としてください。
- ・提出できる企画提案は1案のみとします。
- ・提出部数は、正1部、副6部とします。

②見積書

- ・企画提案の内容を実施するための費用とその積算内訳を明らかにした見積書（秋田県知事 佐竹敬久あて）を、会社所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入の上、1部作成してください。
- ・見積書の下部に事業責任者、担当者、電話番号及びメールアドレスを記入してください。（押印不要）

③（賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合）直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写し又は税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）

<確認書類>

算出方法	区分	確認書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等 受給者 一人当 たりの 平均給 与額	役員及び 従業員が 対象	(ア) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	(イ) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除 く従業員 が対象	(ウ) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	(エ) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類

- (ア)「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。
- (イ)秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として(ア)に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
- (ウ)「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。
- (エ)秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として(ウ)に準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
- ④(女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合)女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料
- ・(従業員数100人以下の企業に限る)労働局の受付印が押印された女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し
 - ・知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
 - ・法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)に関する認定通知書の写し
 - ・秋田県知事表彰(女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰)の受賞に関する表彰状の写し
- (2)提出期限
令和6年6月5日(水)午後5時まで(必着)
- (3)提出方法
持参又は郵送により提出
- ・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。
 - ・郵送の場合は、封書に「未来をつくるロカジョサークル応援事業業務委託企画提案競技企画提案書在中」と明記の上、書留により期限までに事務局必着で提出してください。
- (4)提出場所
6の(1)に同じ
- (5)提出に係る留意事項
- ・提出後の訂正及び変更は認めません。
 - ・提出期限までに提出しない者は、企画提案競技を辞退したものとします。
 - ・提出された企画提案書等は、原則として返却しません。
 - ・参加者が企画提案競技に要した経費は、全て参加者の負担とします。
- (6)企画提案の無効
次のいずれかに該当する企画提案は無効とします。
- ①民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
 - ②誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
 - ③その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

10 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

企画提案の審査は、企画提案競技審査基準（資料3）に基づき、審査委員会が行います。

なお、企画提案の実施に要する費用の総額が委託業務の契約上限額を上回った場合には、審査の対象とはならないものとします。

(2) 審査委員会の開催

①原則、審査会場に出席した上で実施するプレゼンテーションに基づき審査します。

ただし、参加者多数により、全てのプレゼンテーションの実施が困難な場合には、企画提案書による一次審査の実施、又は書類審査のみとする場合があります。

②開催日は、令和6年6月11日（火）を予定していますが、詳細は別途通知します。

③審査委員会で最も優れていると認めた者を本業務の委託候補者として選定します。

審査の結果は、決定後速やかに各参加者に書面で通知します。ただし、提案された内容が業務の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査委員会で判断した場合には、委託候補者を選定しないことがあります。

(3) 不服申立て

選定の結果に関して不服がある場合は、上記通知の日から起算して2日（秋田県の休日を含める）以内に、契約担当者に対して書面（任意様式）により申立てをすることができます。

11 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金について

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として県に納付する必要があります。ただし、同規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないことが認められる場合は免除します。

(3) 企画提案の取扱い

委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に締結するものとします。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の追加、変更又は削除をする場合があります。

また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と契約候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は変更等される場合があります。

(4) 選定の取消し等

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。

(5) 契約書

契約書は、業務委託契約書（案）【参考】のとおりとする予定です。

1.2 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはなりません。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

1.3 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 企画提案書等の取扱い
参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (4) この企画提案に要した費用は、参加者の負担とします。